

大規模災害発生時における相互協力に関する協定

大規模災害発生時における相互協力に関し、国土交通省北陸地方整備局長（以下「整備局長」という。）は、公益社団法人地盤工学会北陸支部長（以下「学会支部長」という。）と次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象、予測できない災害の発生により、整備局長が管理する又は工事中の施設（以下、「所管施設」という。）が被災した時で、所管施設の被害状況が複雑若しくは大規模で高度な専門性が必要な場合等の調査に関する相互協力の方法を定め、もって、被害の拡大の防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に期することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 調査の実施範囲は、所管施設における災害発生箇所とする。

（協力の内容）

第3条 整備局長又は整備局長の所掌する事務所及び管理所長（以下「事務所長等」という。）は、所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、学会支部長に調査の実施を要請することができるものとする。

- 2 学会支部長は、前項に定める要請があったときは、学術的領域の専門調査が必要かどうかを検討し、調査の実施の可否を整備局長に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、その結果を整備局長又は事務所長等へ直接報告するものとする。
- 3 学会支部長は、第1項に定める要請があったときに、その調査内容から公益社団法人地盤工学会の他の支部（以下「他支部」という。）による調査が必要であると判断した場合は、その他支部を整備局長に紹介するものとする。
- 4 学会支部長は、第2条の範囲において災害が発生し、自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、整備局長に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
- 5 整備局長は、前項に定める要請があったときは、その要請内容を検討したうえで速やかに協力の可否を回答するものとする。

（連絡体制）

第4条 整備局長及び学会支部長は、緊急連絡先名簿を作成し、相互に提出し確認するものとする。また、その内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 整備局長は、事務所長等に前項に基づく連絡体制を通知しておくものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条第1項に基づき学会支部長が実施する調査において、調査費用が伴う場合には、整備局長又は事務所長等は、学会支部長に対してその費用を支払うものとする。

なお、第3条第3項に基づき学会支部長が紹介した他支部に整備局長が調査を依頼した場合において、調査費用が伴う場合には、整備局長は、当該他支部に対してその費用を支払うものとする。

2 第3条第4項に基づき学会支部長が実施する調査の費用は、学会支部長の負担とする。

令和3年2月15日

国土交通省北陸地方整備局長

岡田次郎

公益社団法人 地盤工学会北陸支部長

久田文浩

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までの期間とする。

ただし期間満了の1ヶ月前までに、整備局長及び学会支部長のどちらからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第7条 学会支部長は、整備局長又は事務所長等が特に必要として、第2条に規定する範囲以外の調査を要請した場合は、学会支部長は可能な限りこれに応じるものとする。

(第三者に対する損害の処置)

第8条 調査の実施に伴い整備局長、事務所長等又は学会支部長の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、学会支部長は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、整備局長又は事務所長等に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、整備局長又は事務所長等と学会支部長が協議して定めるものとする。

(成果の公表)

第9条 成果を公表する場合には、整備局長及び学会支部長又は調査団が双方の意思を確認した上で行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、整備局長及び学会支部長が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、整備局長及び学会支部長が各自その1通を保有するものとする。